

○中国地方整備局告示第八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年九月五日

中国地方整備局長 水谷 誠

第1 起業者の名称 広島県

第2 事業の種類 県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区及び同備北南部2期地区（広島県三次市東酒屋町字大成地内から同市東酒屋町地内まで及び同市下志和地町地内から同市下志和地町字豊ケ丸地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県三次市東酒屋町字大成、東酒屋町及び字亀之丸並びに下志和地町、字新ナシ及び字豊ケ丸地内
- 2 使用の部分 広島県三次市東酒屋町字大成、東酒屋町及び字亀之丸並びに下志和地町、字新ナシ及び字豊ケ丸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県三次市東酒屋町字敦盛地内から同市三和町下板木字日南地内までの延長12,146mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県営広域営農団地農道整備事業備北南部地区及び同備北南部2期地区」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業として、広島県が同法第87条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を策定し、農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付52構改D第239号農林水産事務次官依命通知。）第6の規定により、中国四国農政局長が事業主体を広島県とする事業実施の採択を決定しており、既に本件事業を開始している。更に適切な交付金申請を毎年度実施するなど、必要な財源措置も講じられていることから、起業者である広島県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、広島県三次市東酒屋町字敦盛地内を起点とし、同市三和町下板木字日南地内を終点とする延長 12,146m の農業用道路の新設事業である。

広島県三次市は、豊富な水資源と寒暖の差を利用した米の生産地であり、畜産では鶏卵、酪農経営が盛んである。果樹では三次ピオーネ生産団地を中心としたぶどうの産地であり、アスパラガスの作付面積は県内第一位、大豆の収穫量は県内第二位となっており、多彩な農畜産物の生産が行われている。

しかしながら、三次市南部に位置する面積 3,388ha、受益者数 4,529 人の広域営農団地（以下「本件受益地」という。）で生産される農畜産物は、三次市東酒屋町地内のカントリーエレベーター、ミルククーラーステーション等の農業施設へ集出荷されているが、本件受益地内の各生産地とこれらの農業施設を結ぶ基幹的な農業輸送ルートがなく、国道 375 号、主要地方道三次三和線等を利用して輸送しており、本件受益地内の既存の市道は道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める道路幅員 7 m に満たない狭小区間が 9 割を超えており、既存の農道も道路構造令に定める道路幅員 5 m を全線満たしておらず、すれ違いが困難なことから、農畜産物等の輸送に時間がかかるなど、走行性が著しく低くかつ危険な通行を余儀なくされている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された 2 車線の基幹農道が整備されると、効率的かつ安全な農業輸送ルートが確保されることから、農業輸送車両の積み卸し時間と走行時間の短縮による農畜産物及び生産資材の輸送合理化並びに安全性の向上が図られるとともに、本件受益地の広域的なまとまりのある農業生産地域としての安定的な発展に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は大気質、騒音及び振動について、任意で本件事業により整備される農業用道路の計画交通量よりも多い交通量を有し、車線数及び沿道の土地利用の状況が類似した近傍の他の道路の大気質等の測定値と比較するという手法により検証を行っている。その結果は、いずれの評価項目においても法令で定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等が任意で実施されており、これらの調査等の実施後にも新たに得られた知見を踏まえて、環境への影響について照査が実施されている。それによると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオヤニラミ及びシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びカスミサンショウウオ、準絶滅危惧

として掲載されているチュウサギ及びアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ及びミコシギク、準絶滅危惧として掲載されているオオミズゴケ及びイチョウウキゴケ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置としては、カスミサンショウウオ及びアカハライモリについては、生息域の分断の影響が考えられるため、パイプカルバート等の移動経路を設置し、生息域の連続性を確保しつつ、直接影響のある個体に対しては工事に影響のない場所へ移動することとしている。キキョウ及びオオミズゴケについては、一部の生育地が改変されることから、移植をすることとしている。

本件区間には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、三次市教育委員会との協議により、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。

なお、本件事業の実施にあたり重要な種や遺構等が確認された場合は、専門家等と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、効率的かつ安全な農業輸送ルートを確認し、農畜産物及び生産資材の輸送合理化並びに安全性の向上を図るとともに、本件受益地の安定的な発展に寄与することを目的とし、道路構造令による第 3 種第 4 級の規格に準拠して 2 車線の農業用道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、西側ルート案、中央ルート案（以下「申請案」という。）及び東側ルート案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、農地面積が最も少ないことから農業振興への影響は最も小さいこと、土工バランス及び扱い土量は中位であるが、主要構造物の延長が最も短く施工性に最も優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件受益地内の道路は幅員狭小区間等があり、車両の円滑な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に効率的かつ安全な農業輸送ルートを確保する必要があると認められる。

また、沿線である三次市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 広島県三次市役所